

阿賀野市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

阿賀野市 総務部 総務課

1 条例制定の背景

- 近年、凶悪犯罪が頻発し、二次的被害の防止等、犯罪被害者支援の重要性は益々高まっています。犯罪被害者や家族等が直面している困難な状況を踏まえ、「地域社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、十分に配慮した対応」及び「関係機関が連携したきめ細やかな被害者支援」をこれまで以上に強化していく必要があります。
- このような背景の下、新潟県は令和3年4月1日に「新潟県犯罪被害者等支援条例」を施行し、また、令和3年10月29日、新潟県被害者支援連絡協議会から犯罪被害者への支援に特化した条例制定を求める要望書が提出されています。
- ついては、当市においても犯罪被害者等支援に関する市民の理解を増進するため、基本理念や各主体の責務、支援の基本的事項等を明示した「犯罪被害者等支援に特化した条例」を新たに制定し、支援の充実を図ります。

2 条例制定の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

3 主な内容（案）

（1）基本理念（第3条）

1	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、配慮して行わなければならない。
2	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。
3	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう、行わなければならない。

(2) 責 務

市 (第4条)	<p>① 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。</p> <p>② 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。</p>
市民等 (第5条)	<p>① 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>② 市民等は、二次的被害が生じることがないように、十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。</p> </div>
事業者 (第6条)	<p>① 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>② 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p> </div>

(3) 基本的施策

項 目	概 要
相談及び情報の提供等 (第7条)	犯罪被害者等からの相談対応や情報提供、関係機関との連絡調整を総合的に行う窓口の設置
見舞金の支給(第8条) ※1	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給
心身に受けた影響からの回復(第9条)	犯罪被害者等が心身に受けた影響からの回復に必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供などを支援

項目	概要
日常生活の支援及び配慮（第10条）	犯罪被害者等に対する日常生活及び精神的負担への支援
安全の確保（第11条）	犯罪被害者等の二次的被害・再被害を防止及び安全確保の支援
居住の安定（第12条）	従前の住居に居住困難となった犯罪被害者等の居住の支援
雇用の安定（第13条）	犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者への啓発活動
市民等及び事業者の理解の増進（第14条）	市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動

※1 見舞金の支給（案）について

見舞金支給のため、具体的手続きを定めた要綱を4月1日に施行予定していません。

【見舞金の支給（案）】

	種類	対象	支給額
1	遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の第1順位の遺族に対し見舞金を支給	30万円
2	重傷病見舞金	犯罪行為により重傷病を負った者に対し見舞金を支給	10万円